

競争参加資格に関する内規

平成21年3月27日
独立行政法人日本貿易振興機構内規第135号
最新改正 平成28年3月31日

【抜粋】

(競争に参加できる者)

第3条 競争に参加できる者は、次条第1項に定める競争参加資格者名簿に記載された者（以下「競争参加資格者」という。）とする。ただし、契約に関する内規第11条第2項及び第13条第二号に定める場合は、この限りでない。